史跡高島炭鉱跡整備基本計画

「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」 高島炭坑 端島炭坑 修復・公開活用計画 (概要版)

> 平成 29 年 12 月 長 崎 市 長崎市教育委員会

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産 6-6 高島炭坑(エリア6 長崎)の保全措置に係る計画及び実施計画(抄録)

長崎市は、第39回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)に付議された勧告 b)に基づき、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(以下、「明治日本の産業革命遺産」という。の構成資産である高島炭坑について、平成27~29年度に「修復・公開活用計画」を策定した。その抄録は以下のとおりである。

1. 全体構想(ヴィジョン)

近代的石炭産業「創業の地」の往時を想起させる竪坑跡を中心とした調査・修復・修景により、学習 資源・地域振興資源・研修資源として活用する。

高島炭坑がある長崎エリアには、23の構成資産のうち8つの構成資産が存在し、西洋技術の直接的な導入段階及び産業化の確立段階の2つの時代、製鉄・製鋼、造船、石炭産業の3つの産業の相互のつながりを理解できる他のエリアにはない特質がある。

高島炭坑は日本で初めて近代的採炭法を導入した炭坑である。その採炭技術を引き継いだ端島炭坑 (構成資産6-7)を含め、蒸気船等の燃料炭及び製鉄・製鋼の原料炭の採炭場であるとともに、近代的な石 炭産業の創業地としても重要な位置を占めた。

エリア6 長崎では、高島炭坑・端島炭坑を石炭産業の歴史を体感できる一体の資源と捉え、西洋技術を 導入した明治初期から操業停止を経て、さらには閉山後に至るまでの変遷・展開の過程を捉える観点から、 採炭・運搬を含む石炭生産システムの全体が理解できるよう遺跡の機能・つながりに注目した修復・公開活 用及び来訪者への情報提供を行う。また、採炭期及び閉山後を通じて発展した「島」のコミュニティの歴史を 物語る独特の資源としても積極的な活用を行う。

(1) 遺跡の特質・現状を踏まえた修復

遺跡は地下に埋蔵されているものがほとんどであり、竪坑跡 以外の遺跡は未調査の部分が多い。そのため、長崎市は竪 坑跡以外の地下遺構の発掘調査等を最小限の範囲で行う。

同時に、遺跡への負の影響を避けるため、竪坑跡と周辺の 保存環境の改善・安定を基本として、小修理等を含む日常的 な維持管理を行う。

長崎市は、地上に露出して展観することが困難な脆弱な地 下遺構を現状のまま地下において維持し、地上に別の材料 を用いて位置・規模等の平面的な表示を行う。

(2) 多様な手法による活用

世界遺産の顕著な普遍的価値に対する高島炭坑の貢献の側面をはじめ、近代的な石炭産業の創業地としての魅力の発信が不十分であることから、長崎市は学習・地域振興の資源として公開活用を進める。その一環として、往時の操業状態を示す古写真を表示した説明板及び発掘調査成果を紹介する施設を設置する。また、高島炭坑と旧石炭積出港との間の眺望を確保し、離れて存在するグラバー別邸跡及び旧石炭積





図1 資産の位置及び計画対象範囲

出港へと誘導するための案内板・ルートの設定を行うなど、採炭・運搬を含む石炭生産システムの全体像を来訪者が理解できるようにする。

また、長崎市は、島内の構成資産までのアクセスを改善するため、船・バスの運行状況を見直し、レンタ

サイクル等を開設し、高島全体と端島等を一体的に見学できるようにすることで、来訪者の増加を目指す。

2. 方針

全体構想(ヴィジョン)の実現に向けて、次のとおり6点の方針を定める。

(1) 調査研究の推進

長崎市は、顕著な普遍的価値の再確認及び深化のために、①遺構の実地調査・発掘調査をはじめ、② 採炭・運搬を含む石炭生産システムを明らかにするための文献資料調査、③世界遺産及びその周辺の 景観調査、④来訪者の状況及び来訪者による構成資産への影響の調査を継続的に行う。特に、高島炭 坑及び高島に所在するその他の炭坑では、各々の遺構の機能及び相互の関連性を明らかにするため に、地下遺構の調査、文献資料調査を継続する。

また、構成資産及び緩衝地帯の状況を把握するため、長崎市は定期的にモニタリング・カルテを活用したモニタリングを行い、年次報告書へと反映させる。

(2) 遺跡の材料・材質・構造の維持・強化・安定化

長崎市は、安定した状態で遺構を維持できるよう保存環境の改善を行うことを基本とし、モニタリングを 行いつつ日常的な維持管理に努める。また、各遺構の役割・劣化状況などを総合的に判断しつつ、優先 順位を付けて段階的に強化・安定化等の修復を行う。竪坑跡は日常的な維持管理を行うとともに、将来 的には土砂堆積防止のための措置を講じ、西側崖面には崩壊防止のための措置を講ずる。

(3) 採掘・運搬を含む石炭生産システムの明示・説明

石炭産業のみならず石炭を母体として発展を遂げた製鉄・製鋼、造船を含む3つの産業分野の相互のつながりが分かるようにすることが必要である。そのため、長崎市は、①説明板の設置、②地下遺構の地表面への平面的な表示、③炭坑及びその周辺施設のジオラマ模型の現地への設置、④レール跡の位置の表示、⑤旧石炭積出港への眺望の確保などを行い、周辺施設を含め一体的に活用することにより、日本の石炭産業発展の黎明期における高島炭坑の様相を来訪者に伝える。

(4) 景観の観点からの修景・改善

竪坑跡を中心として、採炭施設が存在していた往時の土地の広がりを来訪者が視覚的に認識できるようにすることが必要である。古写真と照合しつつ採炭から運搬、船積みへと至る当時の石炭の採掘・運搬を含む石炭生産システムを想像できるようにするために、長崎市は、現存する竪坑跡周辺の草木を伐採するとともに、将来的には構成資産に隣接する集落排水処理施設を撤去することにより、高島炭坑とその北側に位置する旧石炭積出港との間の眺望を確保する。

また、緩衝地帯では、民家・防護柵等の外観を構成資産の景観に配慮したものへと適切に誘導する。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

長崎市は、古写真を撮影した方向から見学できるよう竪坑跡周辺に説明板等を配置した見学広場を設ける。さらに、島内に既存の高島石炭資料館を石炭産業の情報発信の拠点としつつ、島の全体を高島炭鉱跡ミュージアムとして位置付け、学習・地域振興・研究の資源として活用する。さらに、九州各地の炭鉱跡と連携した情報発信を行う。

高島炭坑を訪れる来訪者については、地域住民に配慮した来訪者管理のルールを定め、船舶の運航をコントロールすることにより管理する。

また、ボランティア団体等の活動団体や地域社会への支援の仕組みを確立するとともに、世界遺産を将来にわたって確実に保存するため、ガイドの養成、修復・調査等に携わる人材の育成を行う。

(6) 事業の推進

長崎市は、本計画を段階的かつ確実に実行するために、事業の期限、段階的な事業の実施方法、年度ごとに実施する事業項目を含む事業実施スケジュールを策定する。

長崎市は、計画対象地の土地の所有者及び管理者との意思疎通を確実にしつつ、毎年、事業の進捗状況を確認し、適切な時期に事業実施スケジュールの見直しを行う。また、広報、催事、利害関係者との

調整等を含む構成資産全体の運営に係る統括責任機関として、関係者及び関係機関との調整を図る。

3. 方法

以下に具体的な修復・公開活用の方法を示す。これらの項目は全て長崎市が主体となって実施する。

(1) 調査研究

ア. 発掘調査、現地調査

竪坑跡周辺の地下遺構及び石炭積出しレール遺構などの石炭採炭施設の発掘調査を継続する。将来的には、現在稼働中の集落排水処理施設の全部又は一部を撤去し、採炭から運搬・積出しに至る石炭生産システムの全容を解明する。

イ. 文献資料調査

高島炭坑の廃坑後、技術を継承し発展させた多数の坑道が高島において開発された。研究機関が所蔵する高島炭鉱関係の文献資料、労働組合の機関紙、当時の新聞等により、高島が炭鉱の島として栄えた歴史について調査し、端島炭坑を含む高島炭鉱の技術史上の意義、製鋼業等との関係、国内の他の炭鉱との関係など、高島炭鉱が果たしてきた役割について調査する。

ウ. 来訪者の数・動態に関する調査

事業効果を検証するとともに、観光圧力による保全への影響等を把握し、より良い世界遺産の活用の 在り方へと反映させる。その一環として、来訪者の数・動態に関する調査を行う。

エ. モニタリング

構成要素の情報を網羅的・体系的に集約したモニタリング・カルテを作成し、構成資産及び緩衝地帯の状況を定期的に把握する。モニタリングの結果は、世界遺産の運営体制に基づき、長崎地区管理保全協議会に報告し意見を求める。構成資産に負の影響が確認された場合には、原因を除去又は影響を軽減するための対策を講ずるとともに、その後の点検と実施した対策の効果検証を行う。

(2) 建造物・遺跡の修復

ア. 対象

高島炭坑の顕著な普遍的価値に貢献する構成要素を中心として修復の対象とする(図2)。



図2 修復の対象とする構成要素

イ. 基本的考え方・手法

〇 竪坑跡

当面は小修理等を含む日常的な維持管理を行い、劣化を防止し安定した状態を維持する。廃坑後に井戸として利用され、地上に露出する枠組等に改変が加えられていることから、明らかに後世のものと判明した部材で竪坑跡の価値を損なうものについては除去する。また、竪坑内への土砂堆積等を防止するために、雨水流入等防止の措置を講ずる。

○ 西側の崖面

定期的なモニタリングにより、現況の記録作成を行う。安定した状態で遺構の継続性が確保できるようにするため、岸面の日常的な管理に努めつつ、崩落に影響する樹木を伐採する(図5)。

〇 東側水路

コンクリート造の暗渠として残存しており、当面は現況の記録作成を行い、モニタリングを継続する。 調査の結果、旧態が判明すれば、その時点で復旧を行う(図5)。

○ 地下遺構群(構成資産の全域)

発掘調査後に埋め戻した煙突遺構を含む煉瓦造遺構、石組み遺構、土間遺構等は、毀損を防止するため、埋め戻した状態のまま保護する。今後の高島炭坑において実施する発掘調査の後にも、地下遺構群は適切な厚さの被覆層を確保しつつ埋め戻して地下において確実に保存する。

(3) 採掘・運搬を含む石炭生産システムの全体像を視野に入れた活用

ゾーン I からゾーンⅢに至るまで段階的に公開範囲を拡大し、学校教育・社会教育の場の観点のみならず、観光の対象の観点からも、地域活性化に資する資源として活用する。

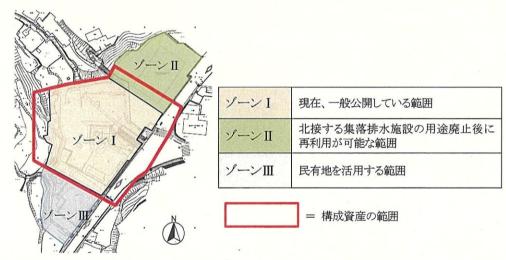


図3 構成資産とその周辺地域のゾーニング図

ア. 動線

構成資産内では、遺構の表示等を行った学習ポイント等を結ぶ見学の動線を設定し、段階的に旧石 炭積出港まで誘導する動線を設定する。さらには、高島炭坑と旧石炭積出港・グラバー別邸等とをつな ぐ動線を設定する(図6)。

イ. 地形造成/環境改善

園路は土系舗装材等の景観に配慮した材料により舗装する。構成資産の入口にスロープを設置する。

ウ. 修景・植栽

西側崖面(図5)付近の樹木を伐採し、崖面を安定化させる。南側の民有地との境界のブロック塀の壁

面に設置された給排水管等は、低木植栽又は古写真に見る意匠の板塀により目隠しを行う。また、遺構の保存に影響を及ぼす恐れがある樹木は適宜伐採し、修景のための新たな樹木植栽は行わない。

工. 案内 解説施設

構成資産内及びその周辺に案内・説明板を設置する。説明板は統一した意匠・規模で景観に配慮したものとし、かつ身障者・外国人にも対応したものとする。公開範囲をゾーンIからゾーンIIへと段階的に拡大するのに伴い、案内・説明板及び周辺施設への誘導サインを設置する。誘導サインは動線に沿って舗装面に設置する。

才. 管理 便益施設

公開範囲の段階的な拡大に合わせて、構成資産の北側の集落排水施設の敷地内に展望スペースを 設け、ジオラマ模型・説明板等によるガイダンス機能を持つ施設を開設する(図5)。

さらに構成資産の北方に位置するグラバー別邸跡の周辺の公園に休憩施設を設置し、来訪者用の駐車場・駐輪場・便所・ベンチを設置する(図6)。

(4) 緩衝地帯の修景・改善

緩衝地帯の景観を阻害している電線・電柱、防護柵、集落排水処理施設、民家などを修景・改善し、高 島炭坑と旧石炭積出港との間の眺望を確保する。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

ア. 長崎エリアを中心とした「明治日本の産業革命遺産」23構成資産の情報発信

グラバー園(敷地内に構成資産の一つ「旧グラバー住宅」がある観光施設)内にある旧三菱第2ドックハウスで、長崎エリアの構成資産を中心に、23の構成資産相互の関連性や時代背景等の解説を行う。

イ. 高島の「高島炭鉱跡ミュージアム」としての活用

高島炭坑を含む島内の炭坑跡や高島石炭資料館をはじめとする関連施設を結ぶ高島炭鉱ガイドコースを設定し、高島全体を高島炭鉱跡ミュージアムとして活用する。

4. 事業の実施

(1) 実施事業項目の優先順位

長崎市は、平成30年を起点として、30年間の事業実施スケジュールを作成する。これは10年ごとの段階的な計画であるが、今後の調査研究・モニタリングの結果及び南側の民有地の買収の進捗状況等を踏まえ、優先順位及び事業実施の全体の見直しを行う。なお、緊急を要する修復は随時実施する。

長崎市は、①現在、一般公開している範囲(ゾーン I)②集落排水施設の用途廃止後に再利用が可能な範囲(ゾーン II)③集落排水施設の跡地の範囲及び民有地を利活用する範囲(ゾーン II・III)の順に修復を進めることとしている。第 I 段階において優先的に実施する事業項目は、以下のとおりである。

- 世界遺産の価値を損なう不要物の撤去
- 崖面に崩落等の影響を与える可能性のある西側崖面の樹木等の伐採
- 価値を伝え、正確な理解促進を図るための展望スペースや説明板等の設置

(2) 実施スケジュールの見直し

実施スケジュールについては「第 I 段階」(10年)を経過する頃を目途として、事業の進捗状況を踏まえて見直すこととする。新たな対応が必要となった場合は10年を待たずに見直しを検討する。

(3) その他

長崎市では、構成資産の修復等に関しては、世界文化遺産登録後の平成28年度からの2ヶ年において各種補助制度を活用しつつ必要な財源※を確保し対応してきており、今後ともこれまでと同様に関係機関と連携を図りつつ、財源の確保に努め、事業を確実に実施したいと考えている。

※平成28年度(決算)は約27百万円、平成29年度(予算)は約14百万円、いずれも維持管理経費は 含まない。

区分		事業項目	第 I I (1~1		第Ⅱ段階	第皿段階	
	7.7.71		前期 後期		(11~20年)	(21~30年)	
	1	地下遺構の調査継続	\longleftrightarrow		4		
	2	発掘調査後の埋戻し	4				
修復	3	世界遺産価値を損なう施設の除却	←→		4		
	4	西側崖面の現状維持の措置	←→		4		
	(5)	竪坑跡土砂堆積等の防止措置	-				
	6	情報発信施設の設置	4				
公開活用	7	旧石炭積出港等へ誘導する案内板と ルートの設置及び修景	4				
崩	8	遺物・遺構の記録と分類整理	4				
	9	分類整理成果の情報発信	4				

表1 事業実施スケジュール

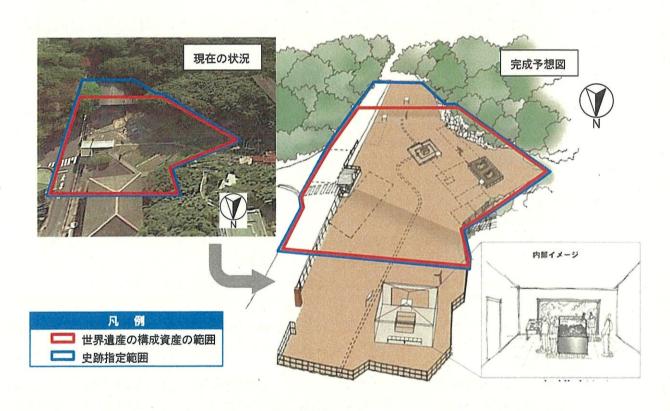


図4 高島炭坑修復・公開活用完成予想図

5. 基本計画図

高島炭坑において実施すべき事業項目を示した基本計画図は、図4・図5に示すとおりである。



図5 高島炭坑計画図 (図中の数字は表1に対応する。)



図6 高島炭坑周辺計画図 (図中の数字は表1に対応する。)

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産6-7 端島炭坑(エリア6 長崎)の修復・公開活用計画(抄録)

長崎市は、第39回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)に付議された勧告 a)に基づき、「明治日本の産業革命遺産」(以下「明治日本の産業革命遺産」という。)の構成資産である端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画として、平成27~29年度に修復・公開活用計画を策定した。その抄録は次のとおりである。

1. 全体構想(ヴィジョン)

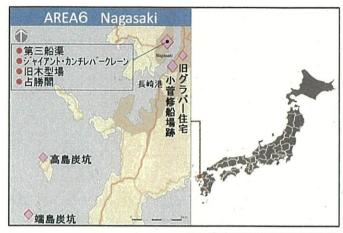
近代的石炭産業の創業の地である高島炭坑の採炭技術を継承し、発展させた海底炭坑の採炭拠点としての端島炭坑の遺跡及び炭鉱コミュニティに係る遺産を将来に継承する。

端島炭坑が属するエリア6 長崎には、「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産のうち8つが存在する。それらは、大船建造の禁が解かれた後の造船と石炭産業に関する構成遺産で、いずれも明治維新の中心的雄藩の一つ、土佐藩の開成館に勤務した藩士岩崎彌太郎の興した三菱及び幕末から明治初期にかけて産業化の原動力をもたらしたグラバーにゆかりがある。

石炭は蒸気船や蒸気機関車の燃料炭としてのみならず、製鉄・製鋼のためのコークス原料炭としても明治日本の急速な産業化を支えた。端島炭坑が位置する端島は、高島炭坑が存在する高島より南西約3kmに位置する。端島炭坑は、日本で初めて蒸気機関を導入した高島炭坑(構成資産6-6)と同じ鉱床に属する。高島炭坑の採炭技術は端島へと継承され、さらには電化とともに、両炭坑からは安定的に大量の石炭を出炭するようになった。端島から出炭を開始したのは1891年であったが、1897年には出炭量で高島を凌駕した。採炭量が増加すると、採炭により発生するボタを用いて島の周囲を埋め立て拡張した。岩塊の小島の周囲に造成された新たな土地は、高波から島を守るため要塞のように護岸施設で囲まれた。最盛期、端島は世界で最も人口過密な炭鉱コミュニティを形成した。

端島には、明治期から1974年の閉山までの端島炭坑が稼働していた期間に、①島の拡張と土地造成の 痕跡である護岸・擁壁遺構、②技術の進歩にあわせて更新し続けた生産施設遺構、③増大する人口への 対策のため建設された鉄筋コンクリート造の居住施設遺構が地上及び地下に残存している。しかし1974 年の閉山から約40年間、適切な維持管理が行われて来なかったため、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造 の建造物は崩壊し、又は不可逆的な劣化破損が進行し、今後も減失又は崩壊の可能性があることから、そ れらの特質を十分踏まえつつ、優先度を考慮して修復を行う。

エリア6 長崎では、高島炭坑及び端島炭坑を同じ鉱床に属する炭坑として、三菱の石炭産業の歴史を体感できる一体の資源と捉える。明治日本の産業革命遺産の全体を捉える観点から、世界遺産としての顕著な普遍的価値に貢献する明治期の護岸及び採炭技術の進歩にあわせて更新し続けた生産施設を保全する。さらには、明治初期から1974年の操業停止に至るまでの歴史全体(フルヒストリー)を視野に入れ、顕著な普遍的価値には貢献しないが、地域の歴史として重要な構成要素についても保全する。加えて産業の営みを支えた人々、閉山までの端島炭鉱のコミュニティの全ての人々の歴史(朝鮮半島出身者等の記憶も含む)を、証拠に基づき継承する。



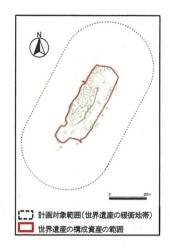


図1 資産の位置及び計画対象範囲

(1) 遺跡の特質・現状を踏まえた保存のための修復

端島炭坑の保全を考える上で、以下の3点が重要である。それは、

- ① 島内の遺構・遺物の保存基盤となる端島の地形を守るために、周囲の護岸・擁壁の機能を維持する「島の存続維持」
- ② 史跡の本質的価値、世界遺産の顕著な普遍的価値を示す「遺構の安定的維持」
- ③ 海上からの遠景では軍艦のような独特のシルエット、近景では劣化破損が進行した廃墟の景観といった「景観の維持」の3点である。



図2 端島炭坑における保全

これら3点を構成要素ごとに総合的に判断し、優先順位を付けて物理的な改善手法を講じる。また、既に劣化・破損が進行した鉄筋コンクリート造の生産施設遺構や居住施設遺構については、現段階では完全な現状維持が困難であるが、技術的・財政的な観点を加味しつつ、段階的に修復を実施する。

上記の3点は、顕著な普遍的価値の観点から次のとおり再整理できる。

- 1. 世界遺産としての顕著な普遍的価値に貢献する構成要素(明治時代の護岸遺構・生産施設遺構)を安定的な状態で維持するための修復。
- 2. 世界遺産としての顕著な普遍的価値に貢献する構成要素以外の史跡の本質的価値を表す構成 要素(コンクリート造の生産施設遺構)及び史跡の本質的価値と密接に関連する構成要素(居住施 設遺構)を修復することにより、軍艦のような独特のシルエット、石炭産業の発展・衰退の歴史、炭 坑コミュニティの実態を表す証拠を継承する。
- 3. 構成要素の劣化状況、適用可能な保存技術の有無、世界遺産の顕著な普遍的な価値への貢献 度、他の構成要素及び来訪者の安全性への影響の程度、必要とされる予算等の諸側面から、総 合的・多角的に判断して優先順位を設定し、段階的に修復に着手する。
- 4. 端島炭坑に存在する鉄筋コンクリート造の遺構の中には、劣化・破損の進行により将来的に構造体としての維持が困難となるものも含まれている。長期的にはそれらの密度が徐々に低下していくことは避けられないものの、周囲の海上から展望される軍艦のようなシルエットの維持には最大限の配慮を行う。

(2) 多様な手法による活用のための施設の設置

海底炭坑の島としての形成から閉山に至るまでの過程、石炭産業の発展・衰退の歴史、世界遺産の構成資産としての位置付けを来訪者が理解できるようにすることが必要である。そのため、閉山時に撤去された地上構造物など操業時の様子及び当時の炭坑コミュニティの実態に関する映像情報を、現地において Wi-Fi により提供する。

2. 方針

全体構想(ヴィジョン)の実現に向けて、次のとおり6点の方針を定める。

(1) 調査研究の推進

顕著な普遍的価値における端島炭坑の位置付けの再確認及びさらなる深化のために、遺跡の調査 (発掘調査を含む。)、産業(採炭)システムを明らかにする文献資料調査、世界遺産及びその周辺の景 観調査、来訪者の状況及び構成資産への影響の調査を行う。

また、構成資産と緩衝地帯の状況を把握するために、モニタリング・カルテを活用して年1回のモニタリングを実施する。その結果をまとめた年次報告書を長崎地区管理保全協議会に報告し、その評価を修復・公開活用に反映させる。

(2) 構造物・遺跡の修復(材料・材質・構造の維持・強化・安定化)

構造物・遺跡の修復では、世界遺産の顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の修復を優先する。 また、安定した状態で遺構の継続性が確保できるよう保存環境の改善を行うことを基本とし、モニタリングを行いつつ、日常的な維持管理に努める。各遺構の役割・劣化状況などの総合的な判断に基づき、優先順位を付けて段階的に強化・安定化等の修復を行う。特に、護岸・擁壁については、変容した状態を把握するための経過観察(モニタリング)を継続するとともに維持する。生産施設遺構・居住施設については、保存のための研究を続け、修復を実施する上での優先順位の高い建築物から劣化の抑制を図る。構成要素ごとの修復の方針は以下のとおりとする。

● 護岸遺構

護岸遺構には、端島そのものを波浪等から守る重要な役割があり、損壊を防止する対策が最優先して必要である。したがって、現状の劣化破損に起因する波及的な損壊等を防ぐ手段を講じ、健全な護岸機能を維持することとする。洋上から望まれる「軍艦」らしい島の景観(外観・シルエット)の維持に配慮し、護岸前面の海上に突出するような工作物(消波ブロック等)の設置は行わない。

● 擦時遺構

端島では、狭隘な島に台地を築いて採炭施設や生活のための空間を確保した。また、明治期に大きくは5回に亘って海側の埋め立てを行い、拡張の度に海際であった土地や護岸が内陸へと取り込まれていったものと推定されている。現在、島内の随所に確認できる擁壁遺構はそれらの痕跡であり、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素であることから、損壊を防止するとともに、擁壁の機能を保った状態を維持することとする。なお、現状では、崩落等の危険性により緊急的に修復すべき箇所は存在しない。

● 生産施設遺構・居住施設遺構

鉄筋コンクリート造の建築物は、現在の形態を維持することを目指して構造維持のための補修・補強を行う。ただし、構造上の特質及び錆の進行により、究極的な形態維持は技術的に困難であることから、将来における保存技術の進展を見計らって適切な手段を選択する。

なお、居住施設遺構の鉄筋コンクリート造の建築物は不可逆的な劣化破損が進行し、現状では建物が崩壊する危険性を伴っていることから、世界遺産としての顕著な普遍的価値に貢献する他の構成要素の保存への影響及び安全性の確保も考慮し、例外措置として「撤去」もあり得ることとする。



図3 端島炭坑の構成要素

(3) 採炭システムの明示・説明

端島炭坑は、西洋の科学技術の直接的導入段階と産業基盤の確立段階の2つの時代に及び、石炭産業のみならず石炭を母体として発展を遂げた製鉄・製鋼、造船の3つの産業分野が相互の深いつながりを持っている。明治日本の産業革命遺産には、鉱床を同じくする三菱の高島炭坑及び端島炭坑のほか、三井三池炭鉱が含まれるが、特に前者は三菱合資会社の時代の長崎造船所の発展と技術的に深く結びついている。採炭現場の電化により、石炭産業のインフラシステムが急速に整備され、大量の石炭を出荷しつつ、採炭により発生するボタを用いて島の周囲を埋め立て拡張した。岩塊の小島を取り巻く新たな土地は、高波から島を守るため、要塞のような護岸に囲まれた。

後に最盛期を迎えると、端島は世界で最も過密な三菱の炭鉱コミュニティを形成し、ボタで拡張した島において、石炭産業の営みを支えるために建設された炭鉱住宅群は、急速な産業化を支えた三菱の企業文化を証言している。来訪者が理解できるよう採掘(竪坑)・運搬・選炭、貯炭及び積込の他、排水・通気・動力など一連の石炭生産システムの操業時の様子を分かりやすく伝えるため、島内に新たな見学広場を最小限の範囲で設置する。見学広場には携帯端末を使用した情報発信の小規模なアンテナを設置する。さらには、高島に所在する高島石炭資料館及び長崎市野母崎に所在する長崎市軍艦島資料館等の既存施設とも連携することにより、来訪者の理解を高める。

(4) 景観(外観)の維持

明治期から始まる石炭産業の創業・発展の様相を示し、海底炭坑の島として特徴的な①生産施設が 残存する現状の産業景観、②護岸・生産施設、居住施設により造り出された「軍艦」のような独特の景観、 ③劣化破損が進行した廃墟の景観の継承を目指す。

原則として、端島炭坑の遠景の景観に大きく貢献する直立護岸を維持する。また、主に近景の景観に対する配慮として、通路から見える箇所で構造物の修復に際して補強施設の設置が必要と判断される場合には、現在の遺跡の景観の色彩・形態・風合いに可能な限り配慮し、極力、構造物の内部空間に設置することとする。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

海底炭坑の島として形成され閉山へと至った過程、石炭産業の発展・衰退の歴史における端島炭坑の位置付けを理解できるよう地下の遺跡調査で出土した遺構・遺物の記録整理を確実に行い、その成果を高島石炭資料館や長崎市軍艦島資料館において公表する。

ボランティア団体等の活動団体や地域社会への技術面・経費面での支援を行い、ガイドの養成、調査・修復等に携わる人材を育成する。

(6) 事業の推進

長崎市は本計画を段階的かつ確実に実行するために、事業の期限、段階的な事業の実施方法、年度ごとに実施する事業項目等を含め事業実施スケジュールを策定する。

長崎市は、世界遺産の保存・活用に係る管理及び修復・整備活用の諸事業を適切に進めるために、 毎年、事業の進捗状況を確認し、関係者間での情報共有を行う。また、広報、催事、利害関係者との調整等を含む構成資産全体の運営に係る統括責任機関として関係者及び関係機関との調整を図る。

3. 方法

(1)調査研究

ア. 発掘調査、現地調査

生産施設は、新しい施設の導入によって旧施設の地上構造物が取り壊され、時代毎に更新されている。居住施設も、災害や機能更新のため新しい施設への建替が進められてきた。石積み護岸遺構も、台風等による被害で崩壊し、新しく造り変えられたところもある。このことから、当初の地上構造物が残存している可能性は低いが、地下には時代毎に遺構が残存している可能性が高い。

明治期の坑口・捲座跡等の生産施設遺構があったと想定されている箇所については、構造物の修復等を行う際に、可能な範囲で地下の遺構・遺物の確認調査を実施する。

イ. 文献資料調査

各時代の生産システムの明確化をはじめ、生産施設や操業の在り方及び技術等に関する詳細な情報の把握を目的として、研究機関が所蔵する文献資料、労働組合の機関紙、往時の新聞記事、映像・古写真等により、端島が炭鉱の島として栄えた歴史を把握する。また、市民団体と連携し、元炭坑労働者やその家族から、当時の労働の実態や生活の状況について聞き取り調査を行う。

ウ. 構造材料に関する調査

鉄筋コンクリート造、石積み、煉瓦造等の構造物の材質分析・強度試験を実施し、構造物の劣化状況を科学的に把握する。さらには鉄筋又は無筋のコンクリート構造物の保存方法、ライフラインの全く存在しない現在の環境下における修復等の実施の具体的方法についても研究する。構造物の修復を行う前には、安全に調査・修復を実施できるよう施設の測量調査・構造調査・地盤調査を行うとともに、構造物の安全性能についても把握する。また、類似の高密度集合住宅との比較検討も行う。

エ. 来訪者の数・動態に関する調査

観光圧力による遺跡の保存への影響等を把握し、より良い世界遺産の活用へとフィードバックするために、来訪者の数及び動態に関する調査も行う。

オ. モニタリング

現時点における構成要素の情報を網羅的・体系的に集約したモニタリング・カルテを作成し、構成資産及び緩衝地帯の状況を定期的に把握する。モニタリングの結果を年次報告書にまとめ、世界遺産の運営体制に基づき、長崎地区管理保全協議会に対して報告し意見を求める。構成資産に対する負の影響が確認された場合には原因を除去又は影響を軽減させるための対策を講じ、その後の点検を行うとともに、実施した対策の効果検証を行う。

これまでに 3D レーザー計測により島内全域を記録した(図4)に加え、今後は定点カメラを4台設置して現況の記録と監視を実施する。特に監視が必要と判断される護岸遺構・生産施設遺構・居住施設遺構の個々の箇所を特定し、半年に1回の割合で亀裂幅及び傾きを計測する。

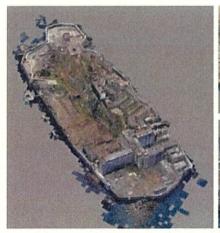






図4 「3Dレーザー計測」で作成した端島炭坑3Dモデル

(2) 修復

ア. 各遺構の段階的な保存措置の考え方

端島炭坑の構成要素(護岸遺構・擁壁遺構・生産施設遺構・居住施設遺構)と全体構想(ヴィジョン)に明示した端島炭坑の保全に係る3点との関係は次のとおりである(表1)。

端島炭坑の	端島炭坑の保全への貢献						
構成要素	①島の存続維持	②遺構の安定的維持	③景観の維持				
護岸遺構	0	0	0				
擁壁遺構	0	0	0				
生産施設遺構		0	0				
居住施設遺構			0				

表1 端島炭坑の保全に係る3点と各構成要素との関係

長崎市は、保全に係る3点を踏まえ、端島炭坑の構成要素である「護岸遺構」、「擁壁遺構」、「生産施設遺構」、「居住施設遺構」を対象として、第Ⅰ段階から第Ⅲ段階までの30年間にわたって、優先順位を付けて段階的に物理的な改善手法を講ずる。

護岸遺構は保全の観点の全てに関わる重要な構成要素であり、「健全な機能を維持する」よう第 I 段階から保存措置を講ずる。擁壁遺構は、護岸遺構と同様に全ての観点に関わる構成要素であり、「擁壁としての形態を維持」するが、比較的劣化が見られないため、端島全体の修復状況等を考慮して、第 II 段階以降に保存措置を講ずる。生産施設遺構は「遺構の安定的維持」、「景観(外観)の維持」の2つの保全の観点に関わる構成要素で、石炭の生産システムを理解するために重要な遺構であるため、「現在の形状を維持」できるよう第 I 段階から保全措置を講ずる。居住施設遺構は「景観(外観)の維持」に関わる構成要素であり、「現在の形状を維持」できるよう、端島全体の修復状況等を考慮して、第 I 段階の後期から保全措置を講ずる。

全ての遺構において継続的にモニタリング及び記録作成を行いつつ、10年毎の段階的な修復を行う。 第 I 段階では、緊急性が高く工法が確立している箇所から修復を行うとともに、保存工法の研究を並行 して行う。 第 II 段階以降は、保存工法の研究成果を反映した補修を行う。 なお、10年毎に進捗状況や 財政状況、保存工法等の研究成果を踏まえ計画を見直す。

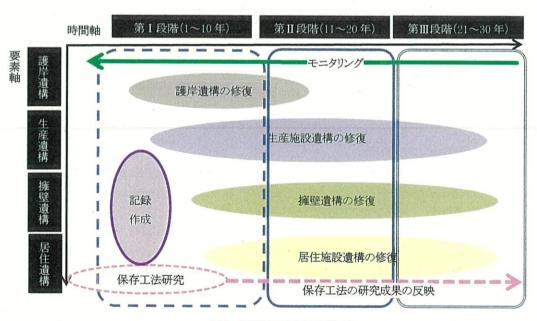


図5 段階的な保存措置の考え方

イ 構成要素ごとの保存措置の優先順位

遺跡の構成要素ごとの保全の優先順位は、画一的ではなく、劣化状況、適用可能な保存・修復技術、世界遺産の顕著な普遍的価値への貢献度、他の建造物及び来訪者の安全性への影響、必要とされる費用等の面から総合的に判断する。

護岸遺構の修復に当たっては、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の維持を優先し、護岸の機能を損なうような大規模な形状の変容を起こす可能性のある箇所から着手する。その後、護岸の機能を維持することを目的として周囲の護岸を補強する。

擁壁遺構については、現時点で損傷があまり見られないことから、端島全体の修復状況等を考慮して 実施する。世界遺産の構成要素の維持を優先し、擁壁の劣化度が高い遺構から修復を行う。

生産施設遺構については、世界遺産の構成要素の維持を優先し、劣化度が高い遺構から修復を行う。その後、石炭生産のシステムの流れを示す一連の遺構の修復を行う。

居住施設遺構については、島の独特な景観への貢献度が高い建築物の中から、工法が確立されており保存の実現性が高い建築物から優先して修復を行う。

構成要素	優先	順位を定める上	での観点		構成要素ごとの優先順位の考え方
雙岸連構	世界遺産 の構成要素	変容の > 要因	> 劣化度 (高→低)	•	世界遺産の構成要素の維持を前提に、大規模な形状の変容を起こす可能性のある箇所から段階的に補修し、その後、周囲の護岸の補強を実施する。
撫豐達構	世界遺産 の構成要素	> 劣化度 (高⇒低)		•	世界遺産の構成要素の維持を前提に、島の 地形存続に係る擁壁遺構は、劣化状況及び 端島全体の修復状況等を考慮し、段階的に 補修を実施する。
生産施設遺構	- 世界遺産 の構成要素	> 劣化度 > (高⇒低)	石炭生産シス テムへの貢献 > (高⇒低)	•	世界遺産の構成要素の維持を前提に、劣化 度が高い遺構から補修する。その後、生産 システムを示す一連の遺構の補修を実施す る。
居住施設遺構	景観(外観) の維持に 関わる構 成要素	保存の実 > 現性 (高⇒低)		•	端島の景観への貢献度が高く、工法が確立 されており保存の実現性が高い建築物から 優先的に補修を実施する。

表2 端島炭坑跡における構成要素ごとの優先順位の考え方

ウ、修復の方法

端島は過酷な環境下で塩害・風水害に曝されているため、劣化損傷が不可逆的に進行した鉄筋コンクリート構造物が多数存在する。しかし、現時点ではそれらの保存技術は確立されていない。現時点で考えられる修復の方法については以下のとおりである。

なお、修復手法の事例は現時点で考えられるものであり、今後の研究・検討により見直すこととする。

● 護岸遺構

護岸遺構の修復に当たっては、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の維持を優先することとする。護岸の機能を損なうような大規模な形状の変容を起こす可能性があり、確立された工法により早急に対応できる箇所から順番に修復に着手する。

なお、以下に記載する護岸遺構の修復の方法については、本計画策定のために長崎市が設置した 長崎市高島炭鉱整備活用委員会において議論の対象となったものである。しかし、厳しい環境に置 かれた護岸遺構を修復するためには、護岸の強度面における技術的な観点等からさらなる考慮を要 することから、技術的・専門的な体制による検討部会を立ち上げ、協議を継続して実施することとして いる。

【基本的考え方】

- 護岸を越えて島内に入った海水を排水できるよう排水経路及び排水口を確保する。
- 直立護岸の形態が視認できるよう護岸前面には防護施設(消波ブロック等)を設置しない。
- 補強施設を設置する場合には、物理的に設置不可能な場合を除き、陸側に設置する。
- 来訪者から見える石積み護岸は、必要な補強施設を設置した上で部分的に元の石積み護岸が見えるようにする。

【修復の手法例】

- コンクリート護岸のひび割れを生じている部分にはモルタルを充填する。(A~B)
- 海中にある護岸の空洞部などの破損個所にはコンクリートを充填する。(C~F)
- 既存護岸をコンクリートにより被覆する。(G~N)
- 天川(あまかわ)石積み露出箇所は、護岸背面部をコンクリートにより被覆し補強する。(G~N)
- 天川石積み露出箇所の損傷を防ぐため、表面保護塗装材により表面を被覆する。ただし、塗装材を含む工法等は、今後の研究 検討により選定する。(G~N)

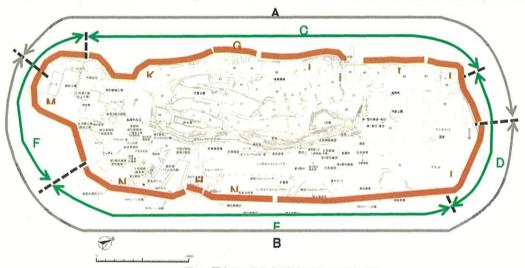


図6 優先的に修復する施設位置図(護岸遺構)

記号	優先的に修復する箇所	優先順位が高い理由
Α	ひび割れ箇所の補修(西側)	護岸の機能を損なうような大規模な形状の変容を起こす可能性が高く、確立 された工法により早急に対応できる箇所を対象として、ひび割れの補修を実
В	ひび割れ箇所の補修(東側)	施する。
C	海中空洞部充填(西側)	
D	海中空洞部充填(北側)	護岸の機能を損なうような大規模な形状の変容を起こす可能性が高い箇
E	海中空洞部充填(東側)	所を対象として、海中にある護岸の空洞部を充填する。
F	海中空洞部充填(南側)	
G	護岸補強(50号棟西側)	
Н	護岸補強(桟橋側新設)	
I	護岸補強(北西側)	
J	護岸補強(北側)	護岸の機能を損なうような大規模な形状の変容を起こす可能性があり、工法
К	護岸補強(西側)	が確立していない箇所を対象として、護岸の補強施設を設置する。なお、補
6 L	護岸補強(東側)	強の方法については、下の3案(①~③)を考慮する。
M	護岸補強(南側)	
N	護岸補強(南東側)	

表3 護岸遺構の修復の優先順位

3のうち、G~Nの護岸補強には次の3案を考慮する。

①案: 護岸の上面と陸側の側面の一部をコンクリートにより被覆する。ただし、明治期の天川石積み護岸は極力被覆しない。

②案: 護岸の上面と陸側の側面の全面をコンクリートにより被覆する。

③案: 護岸の上面と海側に面する側面にコンクリートを被覆する。

①案は天川石積み護岸を可能な限り露出したままの状態を維持する工法であり、来訪者のための見学広場に近い箇所を中心として選択する工法である(図7)。②案は陸側で護岸の補強を行う工法である。③案は陸側に施工するための空間がない場合に限って選択する工法である。



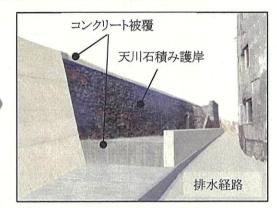


図7 ①案による護岸修復のイメージ(左:修復前、右:修復後のイメージ)

● 擁壁遺構

擁壁遺構は、世界遺産の顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の維持を優先し、劣化の程度が 高い遺構から修復を実施する。ただし、現地調査の結果では、現時点で早急に修復が必要な場所は 存在しないと判断される。

【基本的考え方】

・現在の形態を維持する。

【修復の手法】

- 天川石積みの露出箇所の損傷を防ぐため、表面保護塗装材により表面を被覆する。ただし、塗装材を含む工法等については今後の研究検討により選定する。
- 構造上不可欠の欠落部には、同質の材料である砂岩により修復する。
- 崩落した箇所は、確認できる範囲でオリジナルと同質の材料(石積みの場合:玉石、切石/コンクリートの場合:コンクリート、 鉄筋)により復旧する。

● 生産施設遺構

採炭事業の実態を直接的に表す生産施設遺構は、石炭生産システムを理解する上で重要である。 世界遺産の顕著な普遍的価値を表す構成要素の維持を優先し、次に劣化が進んでいる遺構を補修 する。これらの考え方を踏まえ、石炭産業のシステムの流れを示す一連の遺構群から修復を実施する。 修復の基本的な考え方及び手法は次のとおりである。

【基本的考え方】

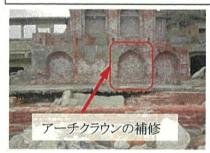
- 現在の形態を維持する。外観は構造体維持の上で必要最小限の範囲に止め大きく変更しない。
- 鉄筋コンクリート造構造物等を補強するための施設が必要な場合には、外観に影響しないよう可能な限り構造物の内側など来訪者から視認できない範囲に設置する。
- 防錆剤・含浸剤等を使用する際は、事前の試験により遺構に悪影響を与えないことを確認する。

【修復の手法】

- ① 鉄筋コンクリート造構造物
 - 梁・柱には、主として内外部から鉄骨による補強を行う。
 - 鉄骨が露出している部分には防錆剤を途布する。
 - 外壁部には防水のための含浸剤を塗布する。
 - ・ 躯体(柱や梁)のひび割れ部には防錆剤を注入する。

② 煉瓦造構造物

- 煉瓦脱落部に新規煉瓦を追加し、崩落の進行を防止する。なお、ひび割れの箇所には可逆性の観点から、(モルタル注入などの)補修を実施しない。
- ・脱落部への新規煉瓦の追加は、アーチクラウン部の構造上必要な最小の範囲に限定する(図-8)。
- ・ 劣化・破損が進んだ現在の外観に配慮し、新規に煉瓦を追加する場合には既存の煉瓦の色合い及び形態と大きな違いが 生じないよう留意する。ただし、新規煉瓦の表面4か所(表・裏・両側面)には「20○○年修補」との刻印を行い、新規煉瓦と 既存煉瓦との区別ができるようにする。
- 既存煉瓦への影響を避けるとともに可逆性も確保するため、目地にはセメントモルタルよりも付着強度が弱い石灰モルタル (石灰1、砂3の配合割合)を充填する。
- 新規追加の煉瓦の脱落を防止するため、アンカーピン(φ 3mm×60mm) により固定する。



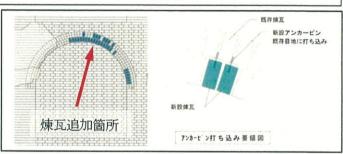


図8 煉瓦構造物の修復

● 居住施設遺構

劣化破損した居住施設遺構が高密度に建ち並ぶ様子は、来訪者を圧倒し、島全体の軍艦を彷彿する独特の景観の形成に大きく貢献している。

端島炭坑の独特の景観への貢献度が高い建造物の中から、確立した修復工法により保存の実現性が高い構造物から優先的に修復する。

【基本的考え方】

- 原則として外観は大きく変更しない。
- 建物の内部では、構造維持のための必要最小限の補修・補強及びそのための支障物の撤去等に止め、現在の状態を可能な限り維持する。
- 補強のための施設は、原則として見学通路、海上及び居住施設地区内の主要な通りから見えない範囲で設置する。
- 劣化の抑制及び材料・構造の強化の工法については、研究によりその効果を確認した上で実施する。
- 他の構造物の保存又は来訪者の安全確保の観点から、例外的な措置として「撤去」もあり得ることとする。

【修復の手法】

- 躯体(柱・梁)のひび割れ部分には防錆剤を注入する。
- 外壁部に防水のための含浸剤を塗布する。
- 鉄筋が露出しているが通路から見えない柱・梁は、防錆剤を塗布しモルタルにより被覆する。
- 鉄筋が露出しているが通路から見えない柱・梁は、防錆剤を塗布し炭素繊維シートで巻いた上でコンクリートを増し打っ。
- ・ 柱・梁を補強するためには、内側から補強施設を設置する。(補強は主として自重による崩壊防止を目標とする。)
- 屋上部にはアスファルト又はウレタン系塗膜防水をする。

位置	優先的に修復する施設	優先順位が高い理由	写真
A	第3竪坑捲座跡 入坑桟橋	明治期の生産施設遺構 及び鉱員が入出坑する 姿をイメージできる遺構	第3堅坑捲座跡 入坑桟橋
В	ドルシックナー 貯炭ベルトコンベア 積込ベルトコンベア	選炭・貯炭・積込という石 炭運搬の流れが理解で きる遺構	ドルシックナー
С	第4竪坑 櫓基礎 第4竪坑捲座跡 変電所 圧気機室(大、小) 主要扇風機室 第4竪坑風洞	地上部における石炭の 採掘システムが理解でき る遺構	変電所(手前右) 他
D	1号棟	労使協調の下に作業の 安全を祈願した施設であ り、産業景観の形成にも 貢献している遺構	1号棟

表-4 生産施設遺構の修復の優先順位(位置は(図-9)中の記号と一致する)

位置	優先的に修復する施設	優先順位が高い理由	写真
Е	3号棟	軍艦をイメージさせる景 観の形成に貢献し、かつ 代表的な居住施設の遺 構	3号棟

表-5 居住施設遺構の修復の優先順位(位置は(図-9)中の記号と一致する)

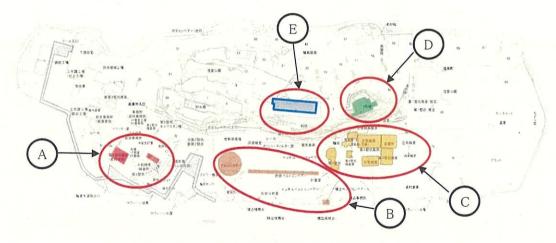
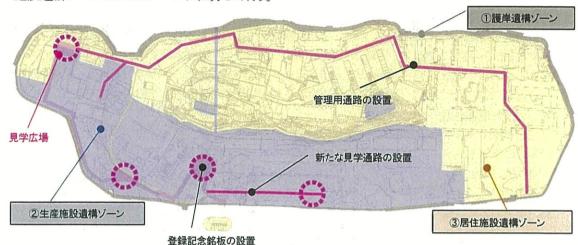


図9 優先的に修復する施設位置図(生産施設、居住施設)

(3)採炭システムの明示・説明のための施設設置

採炭システムの明示・説明のための施設設置は、①護岸遺構ゾーン、②生産施設遺構ゾーン、③居住施設遺構ゾーンの3つのゾーンに区分して行う。



①護岸遺構ゾーン	島の周囲の護岸遺構のゾーン。遺構の保存のための修復を基本とし、活用のための施設設置は行わない。
②生産施設遺構ゾーン	石炭の生産に関連する施設遺構のゾーン。見学通路に限って公開し、調査・研究と公開に必要な施設の設置を行う。 ・最小限の規模での新たな見学通路を設置 ・見学広場に世界遺産登録記念銘板、小規模なアンテナ等の情報発信機器を設置
③居住施設遺構ゾーン	職員や鉱員の居住生活に関連する施設遺構のゾーン。調査・研究に必要な施設の設置を行う。 ・管理用通路を設置

図10 地区区分(ゾーニング)と設置する主な施設の位置図

ア. 動線

生産施設遺構ゾーンには、新たな見学通路を新設する。また、居住施設遺構ゾーンには、遺跡調査・ 学術研究・修復等の作業に必要な通路を設置する。

新たな見学通路は、来訪者が操業時の様相を実感できるよう遺跡に近接して設置する。高さをできる限り抑制するとともに、 遺跡を保存し景観に馴染むようコンクリート平板舗装とする。 使用するコンクリートは明度を下げるなど廃墟としての景観に 馴染むよう配慮する。また、グレーチングを用いて通路の床面 から直下の元の路面等を見通せるような軽量かつ簡便な通路 設置の可能性についても精査する。管理及び調査に必要な 通路は、遺跡に影響を及ぼさないよう必要最低限の幅員を確保する。



図11 現状の管理用道路

- ※管理用通路設置上の留意点
- a. 瓦礫が散乱している場合には、一定の大きさの瓦 礫を近辺へと移動させる。
- b. 原則として土石類は道路の両端に移動させ、それが不可能な場合には、島内の他の場所に移動 させる。
- c. 上面を重量物が通過することを想定される場合には、保護すべき元のコンクリートの路面上にシート又は鉄板を敷設し、その上にコンクリート舗装等を行う。

イ. 樹木等

樹木の枝・根は建物に影響し、倒木する可能性もある。島内の遺跡の保存に影響を及ぼす恐れがある樹木は適宜伐採することとし、新たな樹木の植栽は行わない。

ウ. 案内・解説施設

端島の廃墟の景観に配慮して新たな説明板等は設置しないこととし、ガイドの説明により施設の案内・ 解説を行う。見学広場には、史跡標柱と世界遺産登録記念の銘板を設置する。

また、全ての見学広場にWiFiによる情報発信のための小規模なアンテナを設置し、携帯端末を利用して3D及びバーチャルリアリティ等の技術により操業当時の様相を視覚的に体感できるようにする。

工. 管理·便益施設

遺跡調査等の学術研究等の実施に必要な避難施設(荒天時における避難場所、モニタリング・調査機材の格納場所等に使用)を、見学広場から見えない場所に設置する(図15参照)。必要最小限の管理・便益施設のみを設置することとし、見学者用の休憩施設・便所・ベンチ・照明施設等は設置しない(見学者は上陸時の船のトイレを利用する)。

(4) 緩衝地帯の維持

緩衝地帯である周辺海域には、現時点では新たな構造物を設置する計画はない。今後とも海岸法、港湾法、長崎県海域管理条例に基づき保護する。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

ア. 長崎エリアを中心とした「明治日本の産業革命遺産」23構成資産の情報発信

グラバー園(敷地内に構成資産の一つ「旧グラバー住宅」がある観光施設。付属資料b)-14参照。)内にある旧三菱第2ドックハウスで、長崎エリアの構成資産を中心に、23の構成資産相互の関連性や時代背景等の解説を行う。

イ. 高島石炭資料館、長崎市軍艦島資料館の活用

高島石炭資料館を石炭産業の情報発信の拠点として位置付け、高島炭鉱跡ミュージアムの観点から 高島島内全体を学習資源、地域振興資源及び研究資源として活用する。長崎市軍艦島資料館は天候 等の理由により端島に上陸できない場合の情報発展の拠点として活用する。さらに、国内のその他の炭 鉱跡とも連携した情報発信を展開する。

4. 事業の実施

(1) 事業実施スケジュールの作成・見直し

長崎市は、平成30年を起点として、30年間の事業実施スケジュールを作成する(表-6)。 事業実施スケジュールは10年ごとの段階を想定したものであるが、進捗状況・財政状況・保存工法等の研究成果を踏まえ10年ごとに見直すこととする。

区分	具体的整備内容	準備期間	第 I 段階 (1~10年)		第Ⅱ段階	第Ⅲ段階
77		(H26~H29)	前期	後期	(11~20年)	(21~30年)
	(1)護岸遺構の補修及び補強					
	①31号棟西側護岸、51号棟西側護岸補修	↔				
	②ひび割れ補修	Landa Mila	₩			
	③海中空洞部の充填		4		→	
修復	④護岸遺構の補強		4			
	⑤石積み護岸遺構の表面保護塗装				↔	↔
	⑥護岸の現況を把握する潜水調査、高さ計測		◆	*	**	↔ ↔
	(2)擁壁遺構の保護					
	①石積み擁壁遺構の表面保護				\leftrightarrow	↔

区分	具体的整備内容	準備期間 (H26~29)	THE STREET STREET	段階 10年)	第Ⅱ段階 (11~20年)	第Ⅲ段階
		(HZ01-29)	前期	後期	(11~20 4)	(21~30年)
	(3) 生産施設遺構の補修及び補強					
	①第3竪坑捲座跡の煉瓦補修・仮設補強	→				
	②入坑桟橋の仮設補強	←→				
	③第3竪坑捲座跡の補修及び補強		→			
	④入坑桟橋の補修及び補強		→			
	⑤貯炭ベルトコンベアの補修・補強		4	>		
	⑥ドルシックナーの補修・補強		4	-		
	⑦第4竪坑捲座の補修・補強		-			
	⑧第4竪坑の補修・補強			↔		
	⑨第4竪坑櫓基礎の補修・補強		2	*		
	⑩1号棟の補修・補強			*		
	⑪積込ベルトコンベア(海側)補修・補強			*		
	②変電所の補修・補強		1 -	4	>4594644	
	③圧気機室(大)の補修・補強	0		4	>	
	④圧気機室(清水タンク寄り)の補修・補強			4	>	
	⑤主要扇風機室の補修・補強			4	>	
修復	⑮第4竪坑風洞の補修・補強			4	>	
復	①補修及び補強済みの生産施設遺構の定期 補修				★	
	(4)居住施設遺構の劣化抑制措置					
	①70号棟基礎部洗掘箇所の埋戻し	→	◆			
	②16号棟を対象にした保存工法の研究		4	\rightarrow		
	③3号棟の劣化抑制措置			4	→ →	
	④補修及び補強済みの居住施設遺構の定期 補修				*	*
	(5)遺跡調査の継続					
	①護岸遺構調査		4			
	②遺構・遺構の記録整理		4			
	(6)遺跡調査等に必要な施設整備					
	①通路の整備	STREET, ASSESSED STREET, SPECIAL STREET, SPECI		4	->	
	②避難施設の整備				↔	
	(7)安全確保等					
	①樹木伐採、頭上の瓦礫撤去及び外壁落下防 止等	Description of the second of t	\leftrightarrow			
	②建物屋上等頭上の瓦礫撤去、外壁落下防止等			4		
	(8)情報発信機器の整備					
公開	①既存の見学広場3箇所に操業当時の様子を 携帯端末で体感できる情報発信機器を整備	BANK ALPEN SHIPLING TO A	←→	ENDAME COST	↔	
公開活用	(9)新たな見学通路の整備					
	①既存の第1見学広場付近から第4竪坑関連 遺構方面への見学通路の整備				↔	

区分	具体的整備内容	準備期間 (H26~29)	第 I 段階 (1~10 年)		第Ⅱ段階	第皿段階
77			前期	後期	(11~20年)	(21~30年)
	(10)学術研究等に必要な施設整備					
	①通路の整備			4-	\Rightarrow	
公	②避難施設の整備		5 1 2 3		↔	
公開活用	(11)遺物・遺構の記録整理					
用	①遺構・遺物の記録整理		4			SECTION S
	(12)発掘成果の情報発信					
	①発掘成果の情報発信		4			

表-6 事業実施スケジュール

(2) 事業費見込み及び財源

長崎市は、30年間の事業実施計画に伴う事業費を約108億円と想定している。必要な財源は国・長崎県 の補助、長崎市による起債のはか、平成27年に設置した「端島(軍艦島)整備基金」を有効に活用する。

(3) 事業実施項目の優先順位

長崎市は、「護岸遺構」、「擁壁遺構」、「生産施設遺構」、「居住施設遺構」を対象として、

第 I 段階では、緊急性の高い箇所からの修復を行い、保存工法の研究を並行して行う(図13、図14)。 第Ⅱ段階以降では、保存工法の研究成果を反映した補修を継続的に行う(図15)。

第1段階の開始前の時期(平成30年度)を準備期間とし、保存のために緊急的に必要と判断される事 項をはじめ、その後の修復等の準備作業である①修復対象構造物の「現況調査」、②頭上危険箇所の瓦 礫撤去・外壁落下防止等の「安全確保」、③構造上不安定と判断された場合における構造体維持のため の仮設補強等の「維持的措置」を実施する。

① 準備期間における緊急的対策

なお、緊急を要する事項については随時実施する必要がある(図12)。

次に掲げる施設遺構については、特にそれ自体の劣化が進行しているのみならず、崩落等の危険性 が高いため他の遺構に対する保存上の影響が大きい。したがって平成26年から緊急的対策として優先 的に構造維持のための対策を実施してきた。なお、これらの緊急的対策は、本計画に基づく事業が始 まる平成30年度までに完了する予定である(Eの事業は平成30年度も引き続き実施する)。

A 護岸補修(31号棟西側護岸)

:平成27年9月完了

B 護岸補修(51号棟西側護岸)

:平成27年9月完了

C 生産施設遺構のレンガ壁の補修と仮設補強(第3竪坑捲座跡)

:平成29年3月完了

D 生産施設遺構の仮設補強(入坑桟橋)

: 平成29年3月完了

E 居住施設遺構の基礎部洗掘箇所の埋戻し実施設計(70号棟下部):平成28年~

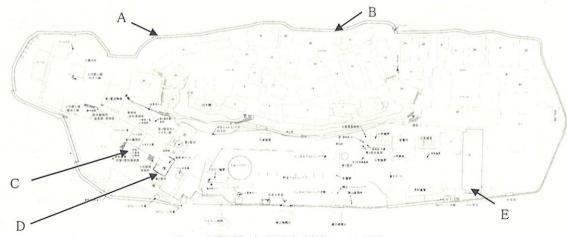


図12 準備期間における緊急的対策A~Eの位置

番号	対策前	対策状況
	・護岸背面が洗掘され陥没	・海側開口部をコンクリートにより閉塞
		・陥没部にコンクリートを充填
A	A X Y	
	・護岸背面が台風で洗掘され陥没	・海側開口部をコンクリートにより閉塞
*	100	・陥没部にコンクリートを充填
В		
	・壁が1面だけ独立した状態で残っており、構造	・アーチクラウン部の煉瓦脱落部に煉瓦追加
	物として不安定。壁全体にクラックがある。アー	・仮補強施設を設置
	チクラウン部のレンガが脱落	100 Sept.
С		
	・階段状通路を支えていたトラス状鉄骨が腐食し	・仮補強施設を設置
	て滅失し、鉄筋コンクリート造構造体のみ残存。	
D	全体的に湾曲し、鋼材支点部が劣化	
	・平成3年の台風による洗掘でコンクリート杭基	・埋戻しのための設計を実施
Е	礎が露出し、杭も数本が滅失	・平成29年度以降に洗掘箇所埋戻しの工事を実施予定

表7 準備期間(平成26~29年度)における緊急的対策(A~Eの位置は、図12を参照のこと。)

5. 基本計画図

端島炭坑の全体計画は図13~図16に示すとおりである。



図13 第 I 段階-前期(1~5年)(図中の数字記号は表6に対応)

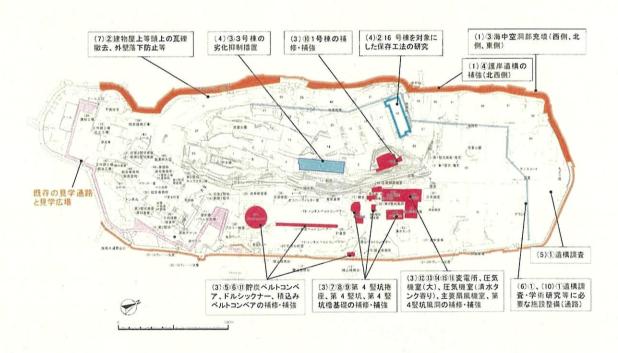


図14 第 I 段階-後期(6~10年)(図中の数字記号は表6に対応)



図15 第Ⅱ段階(11~20年)(図中の数字記号は表6に対応)

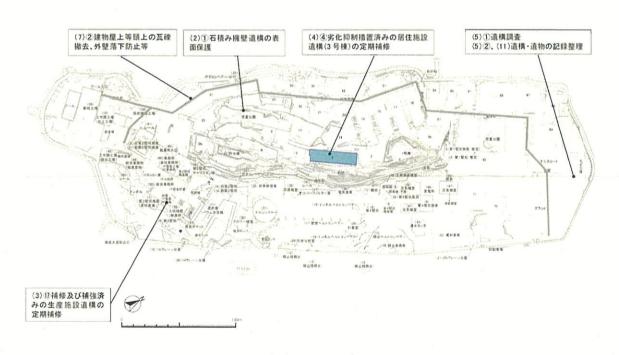


図16 第皿段階(21~30年)(図中の数字記号は表6に対応)